

平成26年度 第10回 「宇都宮市子ども・子育て会議」 議事録

1. 日 時 平成27年3月10日(火) 午後2時00分～午後3時10分
2. 場 所 宇都宮市役所 地下1階 災害対策本部室
3. 協 議 (1)「宮っこ 子育て・子育て応援プラン(後期計画)」(素案)に関するパブリックコメントについて
(2)「宮っこ 子育て・子育て応援プラン(後期計画)」提言書(案)について
4. 出席者
【委 員】伊達悦子会長, 岡地和男副会長, 柳沼淳子委員, 栗田幹晴委員, 剣持幸子委員, 福田清美委員, 佐々木佳子委員, 今井政範委員, 石川英子委員, 國吉真理子委員, 今井恭男委員, 今野哲也委員, 鎌倉三郎委員, 倉益章委員, 坂本保夫委員, 加藤邦子委員, 保坂寿委員, 大橋純子委員, 谷越宏美委員, 林昌宏委員

【事 務 局】〔子ども部〕高橋部長, 中里次長
〔子ども未来課〕緒方課長, 篠崎課長補佐, 塚田所長, 肝付総括主査, 高橋主任
〔子ども家庭課〕大久保課長, 大島室長,
〔保育課〕大根田課長, 久保総括主査
〔子ども発達センター〕谷田部所長
5. 公開・非公開の別 公開
6. 傍聴者数 0名

発言者	内 容
会長	<p>1 開会 会議の公開について決定</p> <p>2 議事 (1)「宮っこ 子育て・子育て応援プラン（後期計画）」（素案）に関するパブリックコメントについて</p> <p>（事務局説明）</p> <p>確認事項・質問・意見はあるか。</p>
委員	<p>母子保健・医療の観点からは、パブリックコメントの意見にもあるが、保育所の整備や子どもの医療費の助成など子育てに対する支援は充実しているが、子どもをもつという最初の段階での不妊治療の費用の負担が大きいとよく聞くところである。</p>
委員	<p>計画に盛り込み済みとした意見や、参考とする意見を今後どのように実現していくか、検討しているのか。</p>
事務局	<p>この計画は27年から5年間の計画であるが、来年度予算において、この計画策定を踏まえて予算要求した事業もあり、これらの事業については開会中の今議会で予算が議決され次第、来年度から実現に向けて取り組みたいと考えている。また、少子化対策や子どもの貧困対策、先ほどの委員の意見にあった不妊の問題など、中長期的に粘り強く取り組まなければならない課題・事業もあり、これらについては、今後の予算要求や、国・県に対する要望などを通じて国の制度そのものを変えていただき実行していくものもある。計画に様々な実施の仕方の事業を位置付けているが、来年度以降の子ども・子育て会議に経過報告等させていただき、ご意見をいただきながら、計画に盛り込んだものについては、計画期間の5年後、すべて実現できるよう取り組んでいく。</p>
委員	<p>資料の6番の意見にある「職業体験キッズみや」について、大変人気があるようで、昨年応募したが、抽選で外れてしまったところであり、保護者の立場としては、貴重な体験ができる良い機会なので、このような機会を増やしてほしい。</p>

事務局	<p>「職業体験キッズみや」については、10月の「宮っこフェスタ」というイベントにおいて小学4年生以上の児童を対象に実施しており、オリオン通り等中心市街地の実店舗で職業体験する本物志向の事業であるが、ご指摘のとおり、体験させたい・したいという希望が多くあり、今年度も200名の定員に対して800名程度の応募をいただいたところである。実施から3年の事業であるが、実施店舗数においては当初の25店舗から40店舗、定員については100名から200名と倍増したところである。より多くの子どもが体験できるよう実施店舗を増やすことや、実施回数を増やすことを検討しているが、本物志向の職場体験として実施しているために、地元商店街や店舗の負担等の課題もあることから、それらを調整しながら、複数回の実施など体験機会の充実を検討していきたい。また、中学2年生全員が1週間程度職業体験する「宮っ子チャレンジウィーク」につながるように充実していきたい。</p>
会長	<p>中学校で子どもたちの様子をみていると、「宮っ子チャレンジウィーク」を経験した子どもたちは、少し大人になって学校に戻ってくるように感じる。「職業体験キッズみや」については、応募者が多いということで話題になった事業でもあり、大変だろうが、ぜひ充実してほしい。</p>
委員	<p>資料の5番の意見にある「生活困窮世帯等への学習支援事業」の充実について、今年度1か所の実施で、来年度3か所の実施ということを知っているが、3か所に増やした理由を伺いたい。</p>
事務局	<p>今年度は生活保護世帯の子どもを対象に実施しているが、来年度は生活困窮世帯の子どもまで対象を拡大し、それに伴い子どもが増えることから、子どもが通いやすいよう、市内にバランスよく配置し、3か所としたところである。</p>
委員	<p>1か所から3か所の実施か所数が増えたことを事業の「充実」ととらえているのか。</p>
事務局	<p>平成26年度から平成27年度にかけては、対象が生活保護世帯から生活困窮世帯の子どもに拡大した点および実施か所数の増加を充実ととらえているが、平成28年度以降については、県の同様の事業の動向等も踏まえて検討する必要もあることから、事業の実施内容の詳細は未定である。</p>

委員	中学生生活は3年間しかないので、より多くの子どもが支援を受けられるよう、できるだけ早期の充実を実現してほしい。
事務局	学習支援事業の実施か所数について、教室に通えない生徒に対して通信添削での支援する取組も併せて行っている。また、平成27年度の3か所の設置については、今年度の事業実施状況を踏まえ、対象者の居住分布や生活保護世帯の意向を調査し、生徒の通える範囲として、一定の距離以内の範囲で設定したものと所管課からは聞いている。平成28年度以降も、来年度の3か所で実施した結果の課題等を踏まえて、実施していくところである。
会長	パブリックコメントにおいて、様々なご意見・ご要望等があったことから、それらを踏まえて各事業の充実等に取り組んでもらいたい。 (2)「宮っこ 子育て・子育て応援プラン（後期計画）」提言書（案）について (事務局説明)
会長	確認事項・質問・意見はあるか。
委員	基本施策5に「子どもを安心して預けることができる場所がある」とあるが、認可外保育施設について、市はどの程度指導等ができるのか。
事務局	認可外保育施設については、法律で常時6人以上の利用定員がある施設について、市に届出をすることになっており、届出に基づいて毎年認可施設と同様に立入、指導、監督等の権限がある。
委員	基本施策7のひとり親の支援のところ、学童保育（子どもの家・留守家庭児童会）の利用料を就学援助制度で援助することを検討できないか。
事務局	現制度では、学童保育の利用料については援助の対象に含まれていないため、制度が変わらない場合、難しい。

委員	<p>保育所の保育料は所得に応じて算定され、学童保育の利用料は所得に関わらず一律であることから、所得が低い場合、小学校に入学すると、負担が大きいと感じることがある。</p> <p>子どもの家・留守家庭児童会は、運営委員会が実施していることから、プライバシーの問題等課題があると聞いており、所得に応じた利用料の設定は難しいとは思いますが、就学援助という制度が適切かどうかは別として、所得が低い傾向にあるひとり親家庭の利用料に対する援助が検討できないか、意見として言わせていただく。</p> <p>また、税法上の寡婦控除の問題だが、婚姻歴のないひとり親の家庭に対する子育てサービス等の負担軽減は、一歩前進したものと考えているが、多くの法律が昔の道徳観や家制度等にとらわれており、嫡出子と非嫡出子の遺産相続上の取扱の差の解消など、国も解釈を変える動きがある中、結婚する・しないなど多様な生き方があり、その中で子どもを持つという選択をより多くしてもらうためには、子育てサービスだけではなく、国民健康保険税など税法上の寡婦控除が影響を与えるあらゆるサービスについて、宇都宮市が先頭を切って、婚姻歴の有無による差の解消を国に対して要望したり、市独自に先駆的にできるものから取り組むことを検討してほしい。</p>
委員	<p>ひとり親家庭について、一定の収入を得るまで3年から5年を要するとあるが、就労や子育て支援について相談できる場所がわかりにくい ため、わかりやすい資料や丁寧な説明があるとよい。また、5年たっても収入がなかなか上がらない場合もあることから、住宅の支援の検討も要望する。</p>
委員	<p>ひとり親家庭の自立に向けた支援について、ひとり親家庭は本当に大変な苦勞をして子育てをしており、子どもも寂しい想いをしている現状がある中、ひとり親家庭になる前に相談する場所があるか。様々な事情があり、絶対に離婚が避けられないケースもあると思うが、「子はかすがい」という言葉があるように、誰かが手を差し伸べれば両親が子どものために離婚を踏みとどまるケースもあると思うため、ひとり親家庭になる前に相談する場・機会があってもよいのではないか。このような支援も子育て支援の一つであると思う。</p>
事務局	<p>いくつかの意見に対し、包括的に回答したい。</p> <p>まず、離婚する前に相談する場所については、市には女性相談所があり、離婚の相談等についても受けており、ひとり親支援の担当である子ども家庭課と連携しながら、ひとり親となった場合の支援の内容</p>

事務局	<p>などを案内している。離婚する前に、離婚後に市等から受けられる支援や自分で頑張らなければならないことを包括的に理解したうえで、離婚について判断することが大切であることから、女性相談所との連携・強化は必要なことと考えている。</p> <p>次に、子どもの家・留守家庭児童会の利用料や住宅の費用の支援については、ひとり親家庭の収入が低いことがそのような支援を必要とする原因であり、ひとり親部会に報告したことだが、子育てと就労を一人で担わなければならないひとり親は様々な負担があり、そのことで、事業者の理解が得られず、就労や有利な転職が難しい状況にある。そのため、ひとり親となってから3年から5年の間に、就労に必要なスキルアップや資格取得等ができるよう多様な支援を整え、それを強化していくことで、できるだけ就労収入を上げていくという取組をしていきたいと考えている。</p> <p>また、婚姻歴のないひとり親については、子どもにとっては親の婚姻歴の有無にかかわらず同じように子育てサービスを受けられなければならないということが根底にあることから、できる限り広い範囲で子育てサービス事業をとらえて取り組んでいきたいと考えている。</p> <p>最後に、相談体制の充実については、ひとり親は忙しく、案内や広報紙等を見る時間がないと、ひとり親部会においても意見をいただき、子ども家庭課の様々な手当の手続等の際に併せて相談窓口をご案内するなど取り組み始めたところであり、一層色々なところで相談できる体制や情報提供の充実に取り組んでいかなければならないと考えている。</p>
委員	<p>離婚する前に相談する場所について、女性相談所との回答だが、男性は相談できる場所がないのか。</p>
事務局	<p>子ども家庭課においては、母子家庭も父子家庭も相談に応じており、ひとり親支援のサービスも父子家庭が受けられないものはないので、気軽に利用してほしい。また、関係各課・関係機関等にも父子家庭もサービスの対象であることを周知していきたいと考えている。</p>
会長	<p>離婚の前の段階で相談できる場所という質問だったと思うが、女性相談所は女性専用か。</p>
事務局	<p>女性相談所で男性が相談できるかどうかは、今は把握していない。</p>

副会長	<p>社会福祉協議会において、総合相談を行っており、無料の法律相談や男性からの離婚等の相談についても対応している。相談窓口の一覧をつくるなど、情報提供をわかりやすく工夫すべきである。</p>
委員	<p>基本施策8のところで、「地域」とい言葉でイメージするものとして「自治会」があると思うが、今の自治会活動は、自治会長が毎年交代する自治会もあり、仕事をしている現役世代の自治会長だと、連絡係的役割しか担えないなどという現状があり、現実的に地域活動がどこまでできるか疑問である。自治会は幼児期から高齢者まで対応するものであり、災害時の要援護者対応や高齢者対策、日常のごみステーションの問題など様々な活動をしなければならない中、子どもの見守り運動などを行っている。多岐にわたる活動が重なり合っているのが現実である。私の自治会でも、高齢者対策として社会福祉協議会と連携して生きがい対策のサロン事業を週2回実施したり、安全対策として小学生の登下校の見守りなど多くの活動を行っている。</p> <p>提言書案の内容は、地域・自治会に期待される内容として理解できるが、全地域の自治会が果たして子育て支援の受け皿を担っていけるのか不安がある。</p> <p>内容は提言書案の通りであるが、現実を考えた場合に、地域の受け皿をどうやってより充実していくのか真剣に考えていかないと「絵に描いた餅」に終わってしまうということがあると思うので、どのように考えているのか、聞きたい。</p>
委員	<p>「地域まちづくり推進協議会」の代表としてこの会議に参加しているが、「自治会」だけを記載している提言書案の表現では、指摘の通り、任意団体である「自治会」だけに大きな役割を担わせるように感じられ、実際は「地域」のまちづくりは「自治会」だけでなく、色々な団体が関わっていることから、「地域の各種団体等との連携を図り」などと表現を工夫すれば、指摘の解決ができるのではないかと。</p>
事務局	<p>両委員のご指摘のとおりであることから、内容については会長と相談させていただきながら、修正をまとめていきたい。</p> <p>また、自治会や地域まちづくり組織など地縁組織に担っていただくものもあるかと思うが、一方で、NPOなどテーマ型のコミュニティが地域にどのようにかかわっていけるか、また、継続性の問題もあるが、基本施策8の1点目にも記載があるように、役割をどう組み合わせていくか、それがその地域の組み合わせとして適当であるのか、市として問題意識は持っており、それらを踏まえて対応していきたい。</p>

会長	提言書案の文言については、事務局と私の方で検討することによろしいか。
各委員	願います。
会長	提言書案とは直接関係がないが、先ほどの、認可外保育施設の立ち入り調査の内容について、市単独ではできないことかもしれないが、今後検討される余地はあるのか。
事務局	認可外保育所については、市が監督権限を持っていることから、不適切な事例については法や厚生労働省通知に基づき適切に対応していく。
委員	基本施策9の子どもが安全・安心に暮らせる環境の整備について、インターネットに関する問題は非常に大きな問題であり、提言書案には「インターネット上の誹謗中傷やいじめから守ることが求められている」とあるが、子どもが高校生ぐらいになると、親でも見ることでできないメール等があり、不安である。小学生から携帯電話を持つことも珍しくない今の時代において、小さい頃から、インターネットや携帯電話等の危険性についての教育を充実してほしい。フェイスブック等は世界中でみられるものだと意識して使っていない子どもたちもいるように感じる中で、今後どのように子どもたちに教育を充実していこうとしているのか伺いたい。
会長	学校の中で情報教育は取り組んでいるが、今後ますます必要になってくると思うので、事務局から何かあるか。
事務局	後期計画において、「ネットいじめ等パトロール・相談事業」を位置付けているほか、平成27年2月には宇都宮市教育委員会、宇都宮市PTA連合会、宇都宮市青少年育成市民会議、宇都宮市小中学校長会の連名で「スマホ・ケータイ宮っ子ルール共同宣言」として、保護者や子どもたちがスマートフォンや携帯電話を使用する場合のルールをつくり、今後はこれらに基づいて取組を進めるところである。
事務局	補足だが、SNSやLINEには対応できていないが、学校裏サイトなどの問題について、委託事業で、誹謗中傷等を発見した場合にプロバイダー等への削除要請する事業にすでに取り組んでおり、自分の知

事務局	<p>らないところで起きていることに対して排除していく試みも併せて実施している。委員ご指摘の通り、非常に深刻な問題であり、また、すぐに新たな対策が必要になるような性質の問題であることから、教育委員会でも、その都度ごとに検討をしていくと聞いているところである。</p>
会長	<p>学校や警察などそれぞれのところが対応する流れになってきているが、家庭での取組も非常に重要であり、そのために条例をつくって制限をする自治体も西日本ではあると聞いている。どこでやればよいという問題ではなく、みんなが取り組まなければならない問題であり、我が子のことは親が知らなければいけないということも含めて、色々な対策がこれから具体化していくことと思う。</p> <p>提言書の文言の問題や修正の話があったが、私が事務局と調整するというところでよろしくお願いしたい。</p> <p>3 その他</p> <p>(事務局 緒方課長より、次回の会議で、提言書を市長に提出してもらう予定を説明)</p> <p>4 閉会</p> <p>以上で、第10回宇都宮市子ども・子育て会議を終了する。</p>

--	--